**第2回伊豆大島しおかぜ映画館 出店申込について**

**昨年初めて実施した「伊豆大島しおかぜ映画館」が帰ってきます！日中は飲食・子供向け屋台の出店や特設遊具などを設置予定、夜は伊豆大島が舞台のひとつとして劇中で登場する『ゴジラ（198４年）』を、特大スクリーンを設置し野外上映する一夜限りの特別な「映画館」を開催します。**

**★出店について**

**【出 店 日 時】　 令和7年9月13日（土）　午後3時00分～午後6時30分**

**※午後6時30分から上映開始**

**※荒天時（風速10m以上の強風等）は翌日に順延、両日荒天の際は出店中止　  
（上映は屋内施設に会場を変更し実施予定）**

**【出 店 場 所】　 大島町メモリアル公園　管理棟横・管理棟上駐車場（予定）**

**【出 店 内 容】　 飲食・物販・車両販売**

**※子供向けの出店内容や、「映画館」ならではの出店品目は大歓迎です。**

**※上記に当てはまらない場合にも是非ご相談ください。**

**【出 店 経 費】　 出店料は無料**

**テント貸出料　1張　1,000円（希望する飲食出店者）**

**※料金については、当日テントを貸し出す際に徴収いたします。**

**【申込について】　申込受付　7月1日（火）～7月31日（木）9時～１６時　商工会事務所**

**(土日祝は除く／１２時～１３時は昼休憩のため受付しておりません)**

**※メール（**[**shokokai@island-net.jp**](mailto:shokokai@island-net.jp)**）でも受付可能です。**

**受付したメールについては３営業日以内に返信しますので、各自ご確認ください。返信がない場合はメール未達等の理由から受付されたとみなされませんので、お手数ですが商工会までご連絡ください。（2-3791）**

**【出店について】　予定区画数を超える申込があった場合は抽選とさせていただきます。**

**出店区画数が上限に達しなかった場合に限り、申込時に２区画希望の団体は2区画出店できます。なお、２区画の出店希望が上限を超えた場合は抽選とさせていただきます。**

**出店の可否・出店場所については、8月１３日（水）にメールもしくはLINE等にてお知らせいたします。その後、搬入出経路など詳細のご連絡をさせていただきます。**

**出店場所は、付番した番号をもとに抽選とさせていただきます。**

**【申 込 用 紙】　出店形態に応じて以下の用紙を作成ください。**

**※申込用紙については商工会事務所窓口にて配布、または左のQRコード、イベント特設HP（https://island-net.or.jp/outdoor-screening/）**

**からも必要書類一式をダウウンロードできます。**

**【提 出 書 類】　以下の表を基に書類作成をお願い致します。**

**押印箇所には必ず印鑑の押印をお願い致します。**

**申込用紙に記入する際にはボールペンで記入をお願い致します。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **物販販売出店者** | **食品販売出店者** | **車両販売出店者** |
| **１－１　縁日出店申込書・誓約書** | | |
| **１－２　従事者名簿** | | |
| **１－３　店舗用形態図（店舗用ｏｒ車両用）** | | |
| **チェックシート（メール申込の方）** | | |
|  | **2-1行事おける臨時出店届** | |
|  | **営業許可書・免許書・自動車検査証（写し）** |

**※必ず一読ください**

**出　店　条　件**

* **イベントにふさわしい店であること。**
* **東京都暴力団排除条例が定める規制対象者に該当しないこと。**
* **代表者が、大島町内に住所を有している、または大島町商工会会員であること。**

**従事者については、大島町内に住所を有していない者も認めることとする。**

* **適正な（割引も含む）価格、適正な販売方法で行うこと。**
* **営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力すること。**

**飲食物等により出店区画が汚れた場合は出店者が責任をもって清掃し、現状復帰に努めること。**

**出店者に誓約していただく事**

1. **伊豆大島しおかぜ映画館の出店にあたっては、代表者・従事者全員が商工会及び警察・保健所（飲食店の場合）の指示に従います。**
2. **適正な（割引も含む）価格、適正な販売方法で行います。**
3. **出店条件に反した場合は即営業を中止いたします。**
4. **天候の悪化、自然災害等による日程の順延・中止等による損害等に対しては、出店者が責任を負い、商工会には一切迷惑をかけません。**
5. **出店する為の行為によって公共の物品や商工会所有の備品類、他の出店者、周辺住民、入場者等全てに対し、損害を与えたと商工会が判断した場合、全力をもって対処致します。（賠償金支払義務も含む）**
6. **準備及び片付けのため車を会場内に入れる場合は、後日配布する関係車両ステッカーを必ず貼り、徐行運転に徹します。**
7. **出店にあたり火器を使用する場合は、消火器の設置を約束します。**
8. **出店場所については、抽選の結果に従います。**
9. **代表者、従事者及び団体の関係者等が東京都暴力団排除条例で定める規制対象者でないことを約束します。**

**以下の内容に反する場合**

**当日の出店を停止します。**

**★　縁日参加における注意事項**

**※当日携わるすべての方がご一読ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 【準備する物】 | 1. 陳列台 2. 電気器具を使用する場合の電源 3. （火器を使用する店舗）消火器 4. （焼き台を使用する店舗）**コンパネなど焼き台の下に敷くもの** 5. （飲食店のみ）手洗い用水タンクと水   ※水タンクは希望者に無料で貸出いたします。 ※水は各自ご用意下さい。  **⑥テント用の重り ※必須**（公園付近は風が強いためテントが飛ばされないように） |
| 【電源について】 | 電源はありませんので各自ご準備ください。 |
| 【火器取り扱い】 | 平成２５年に発生した福知山市花火大会の事故をうけて東京都と大島町の火災予防条例が改正され、**火器を使用する場合は消火器の設置が義務付けられました。**燃料補給時の事故を防ぐため、発電機を使用する場合は燃料を満タンにしてから使用してください。やむを得ず予備燃料を使用する場合は、ガソリン携行缶（金属製）にて保管し、エンジンを止め冷却してから行ってください。 |
| 【飲酒の禁止】 | 出店中の飲酒は、接客においてのトラブルや事故の原因となりますので厳禁です。 |
| 【近隣への迷惑防止】 | 近隣の民家へ迷惑を掛けない。**（庭や水の無断使用厳禁）**  出店中に出たごみは各自責任をもって持ち帰ること。  また出店区画周辺が汚れた場合はきれいに掃除し、原状復帰に努めること。 |
| 【飲食販売】 | ○商工会で一括して届出をいたしますが、品目によっては許可にならない場合がありますので、取扱食品や作業内容等について不明な内容は、事前に保健所にご相談をお願い致します。※詳細は別紙｢【参考】取り扱い可･不可食品一覧｣をご確認下さい。  ○保健所の届出については、１区画１品目が原則となります。**ただし、メニューごとに調理担当者を分け、明確な仕切りを作ることが可能な場合のみ、１区画最大２品目まで認めます。**  ○飲食出店の場合は屋台用テントを各自ご用意下さい。ご用意できない場合は有料（1張1,000円）で貸出いたします。 |
| 【使用容器】 | 飲食店で使用する容器はSDGｓを意識した容器を使用して下さい。 |
| 【販売の制限】 | ガラス容器に入っている商品は割れてケガの元となりますので販売禁止です。 |

※近年の縁日等では、『押し売りされた』『注文して、さんざん待たされたが、結局商品が手に入らなかった』『店員が酔っ払っていて、対応がいい加減だった』などのクレームが寄せられています。これらは、楽しみに来場している方にとって非常に残念な思い出となります。

また、禁止をしている商品の販売（ビン類・未加工の生肉の調理など）や、届出と異なる商品の販売は、事故につながる禁止事項ですので、ご協力よろしくお願いします。

この注意事項と商工会の規定を遵守し、安全で楽しいイベントとなるようご協力をお願いいたします。